

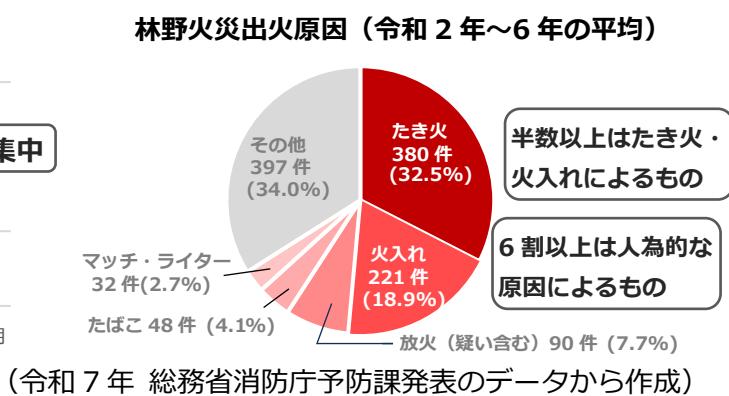
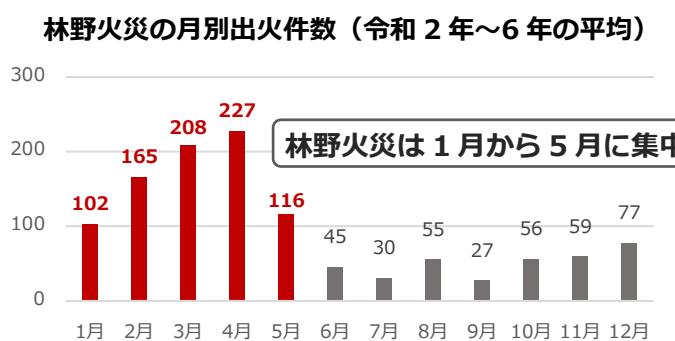
# 貴重な森林と、命を守るために



## 火災予防条例が改正されました

### 春は林野火災の多発シーズンです

1月から5月は空気が乾燥し、強い風が吹くため、小さな火があつという間に周囲に広がります。茨城西南広域市町村圏事務組合では、林野火災を予防するために、条例改正が行われました。  
(令和8年1月1日施行)



（令和7年 総務省消防庁予防課発表のデータから作成）

### 改正①

火災の危険度に応じて、次の2つの情報が発令されることとなりました。

#### ● 林野火災注意報



発令基準：空気が乾燥し、降水量が少ない時



皆様へのお願い：  
屋外での火の使用を  
『控えて』ください。

#### ● 林野火災警報



発令基準：乾燥に加え、強風が吹いている時



皆様へのお願い：  
屋外での火の使用は  
『禁止』です。

## 改正②

たき火をする際に「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」が必要になりました。



【注意】「届出」は「許可」ではありません。その場所で煙があがることを消防署が把握するためのものです。火災になった場合の責任は、火を使用した本人にあります。林野火災警報の発令時または風の強い日は絶対に行わないでください。

## 改正に関する Q&A

Q：林野火災注意報・林野火災警報の発令時に火の使用制限がかかるのはどこですか？

A：発令された市町の森林部分およびその周辺になります。森林部分については、「いばらきデジタルマップ」をご参照ください。

いばらきデジタルマップ (<https://www2.wagmap.jp/ibaraki/PositionSelect?mid=87>)

Q：注意報と警報はどう違うのですか？

A：注意報は、火の使用制限についての努力義務が課されます。これに対して警報は、火の使用を制限する義務が課されますので、これに従わない場合は罰せられことがあります。

Q：注意報や警報が発令されているかどうかは、どのように確認すればいいですか？

A：発令は、茨城西南広域消防本部のホームページでお知らせしています。ただし、土日祝日は更新されませんので、最寄りの消防署へお問い合わせください。

◎茨城西南広域消防本部 (<https://www.ibarakiseinan.or.jp/119/index.php>)

◎古河消防署 (☎0280-47-0119) ◎下妻消防署 (☎0296-43-1551)

◎坂東消防署 (☎0297-35-2129)

Q：火の使用制限とはどのようなものですか？

A：①山林・原野の火入れ、②煙火の消費、③火遊び・たき火、④屋外における引火・爆発の危険のある可燃物付近での喫煙が制限され、⑤残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰または火粉は確実に消火する必要があります。

Q：たき火をする際は、いつ届出をしたらいいですか？

A：たき火を行う3日前までに、その場所を管轄する消防署に届出をしてください。

Q：たき火をする際の届出は、森林部分やその周辺でする場合だけでいいですか？

A：いいえ。届出が必要になるのは、古河市、五霞町、下妻市、八千代町、常総市(石下地区)、坂東市、境町の全域になります。

# 「野焼き」の火災にご注意ください

茨城西南広域管内では、過去5年間（令和2年～令和6年）に、「野焼き」行為を原因とする火災が**111件**、年平均で**20件以上**発生しています。

野焼きを原因とする火災は、周囲の建物や車両などへ延焼するだけでなく、命を落とす危険もあります。

## 「野焼き」のルール知っていますか？

家庭ごみや剪定枝などを庭で燃やす行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、禁止されています。

### 【理由】

- 煙や悪臭による近隣トラブル
- ダイオキシン等有害物質の発生
- 火災発生・延焼の危険



### 【例外的に認められるケース】



※これらの行為を行う場合は、3日前までに消防署に届出をしてください。  
また、市町によっては、条例で禁止されている場合がありますのでご確認ください。

例外的なケースであっても、**気象状況や周辺環境によって火災の危険がある場合**には届出の有無にかかわらず消防署からやめていただくようお願いをすることがあります。

**火災危険がひつ迫している場合や林野火災警報が発令されている場合**には、**中止命令、緊急消火**をする場合もあります。

これらの行為を行う場合は、①**当日の気象状況や注意報・警報の発令状況をみて判断し、**②**周辺の環境に注意して、**③**完全に消火するまで目を離さず**に行ってください。

### 【火災を防ぐ3つの約束】

#### 1. 水の準備



すぐに消火できるよう、水バケツやホースをそばに置く。

#### 2. 目を離さない



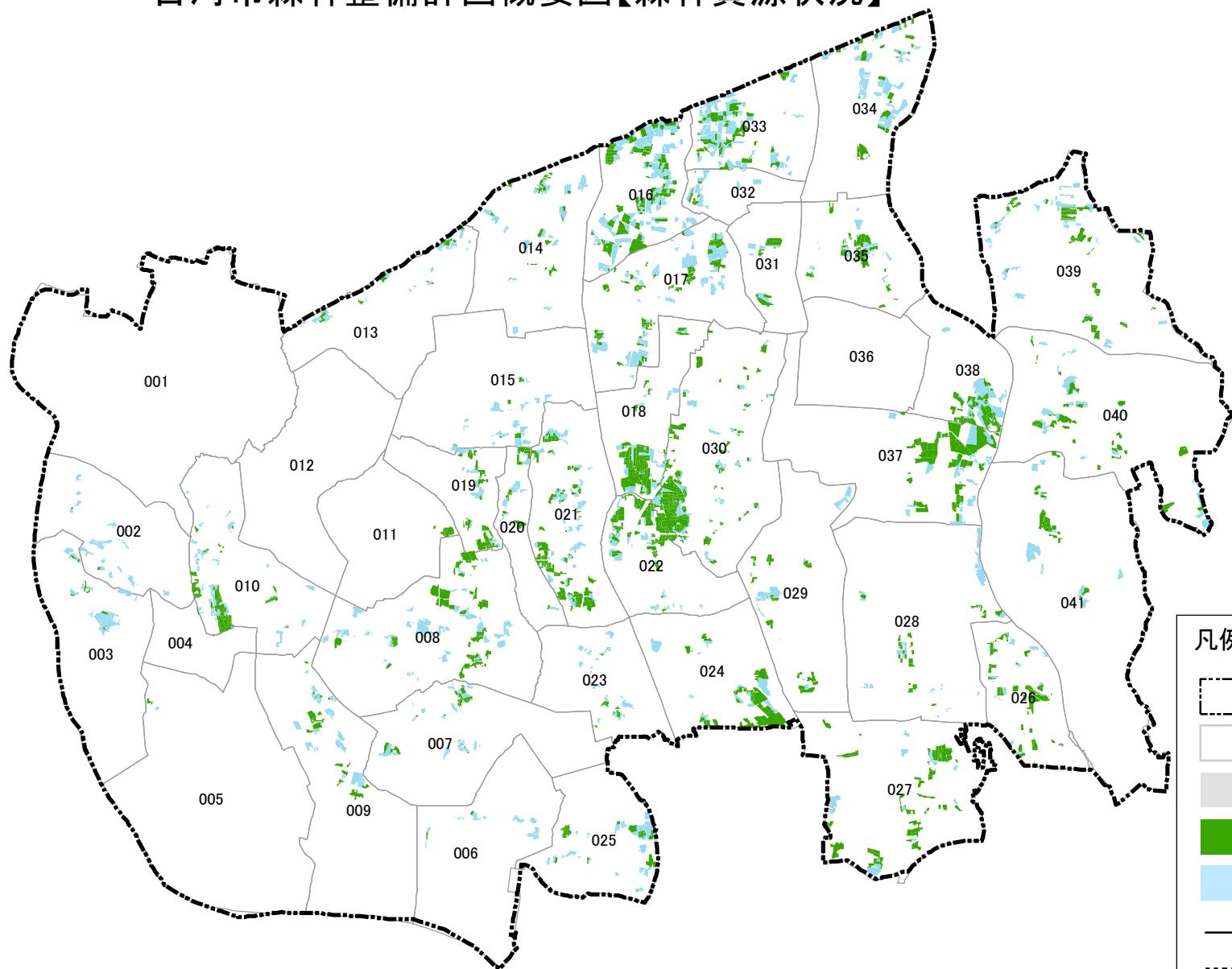
火が消えるまで、その場を絶対に離れない。

#### 3. 完全消火



使用後は水をかけ、完全に消えたことを確認する。

# 古河市森林整備計画概要図【森林資源状況】



## 凡例

- 市町村界 (Dashed line)
- 林班 (Light grey area)
- 国有林 (Grey area)
- 小班(人工林) (Dark green area)
- 小班(その他) (Light blue area)
- 林道(既設) (Solid line)
- 林道(計画) (Dashed line)

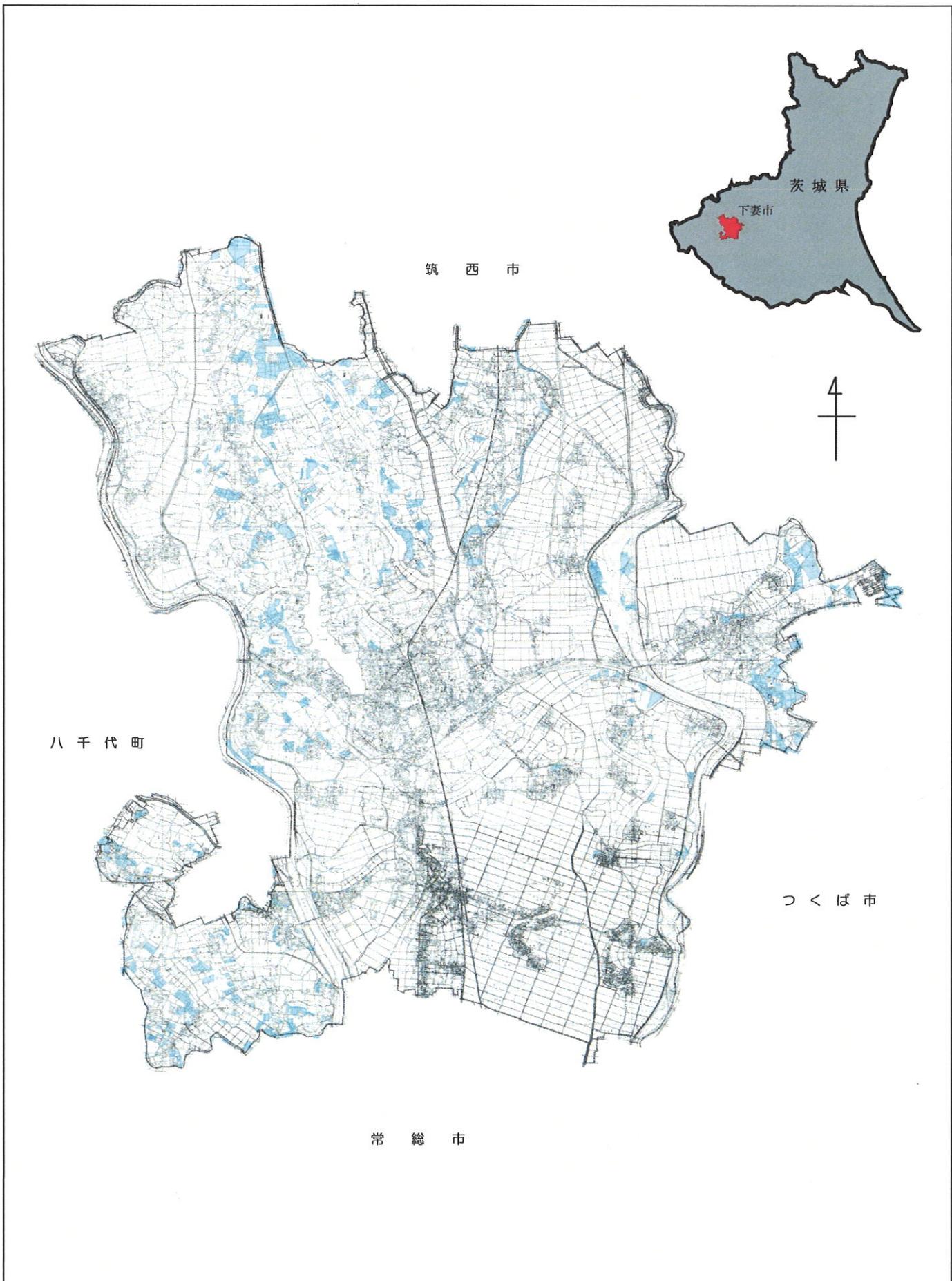


森林計画図は土地に関する権利や面積、森林現況を証明するものではない。  
森林計画図(編成版)は、次期地域森林計画編成中の資料であり、確定したものではない。  
最新の伐採届出状況は担当部署に確認すること。  
最新の林地開発許可状況は担当部署に確認すること。  
施業箇所の形状について精度を保証するものではないので、区域を特定する場合には担当部署に確認すること。

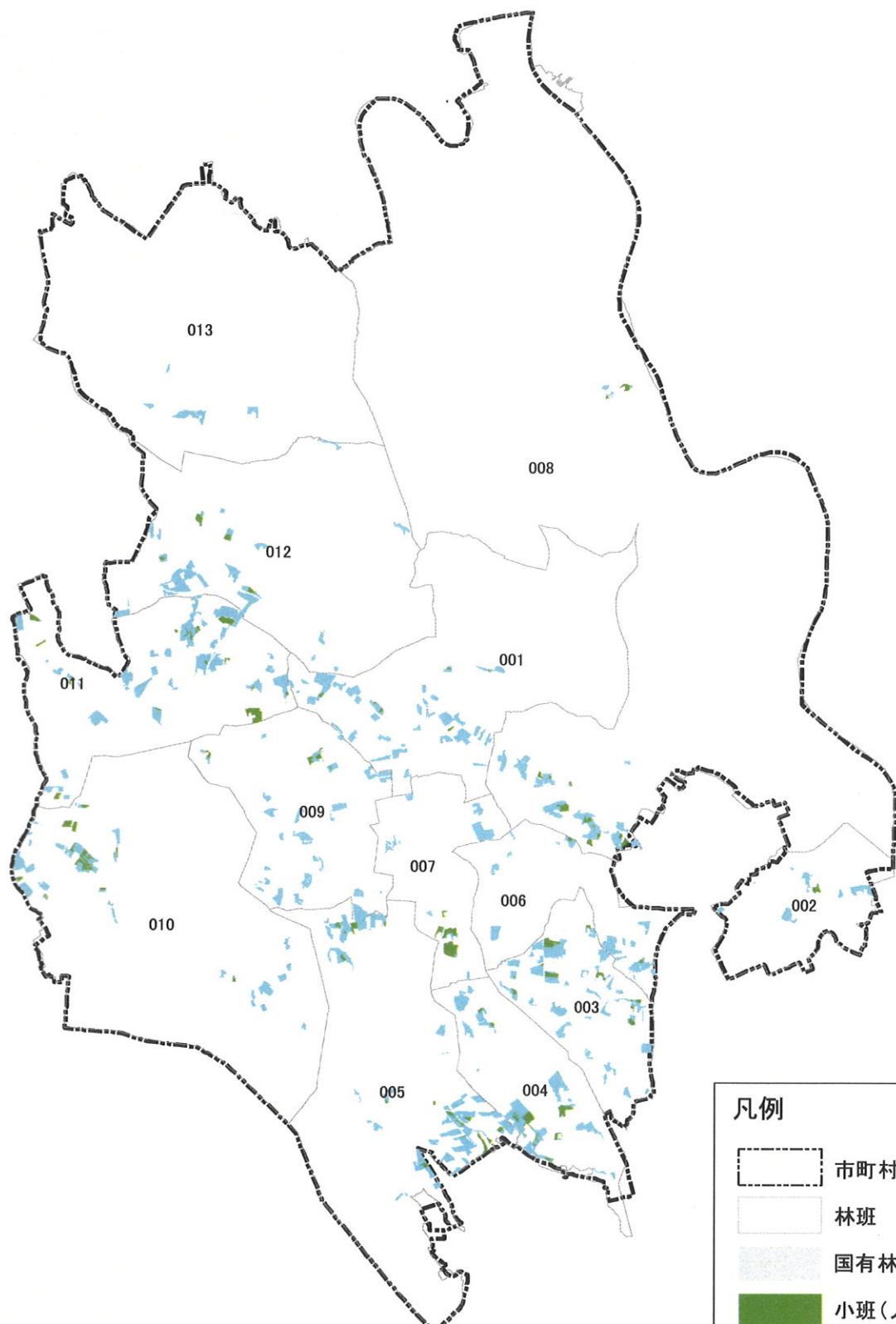
縮尺 1 : 25000

A scale bar indicating distances from 1000 meters down to 0 meters, with intermediate markings at 500 and 300 meters.

## 下妻市森林整備計画位置図



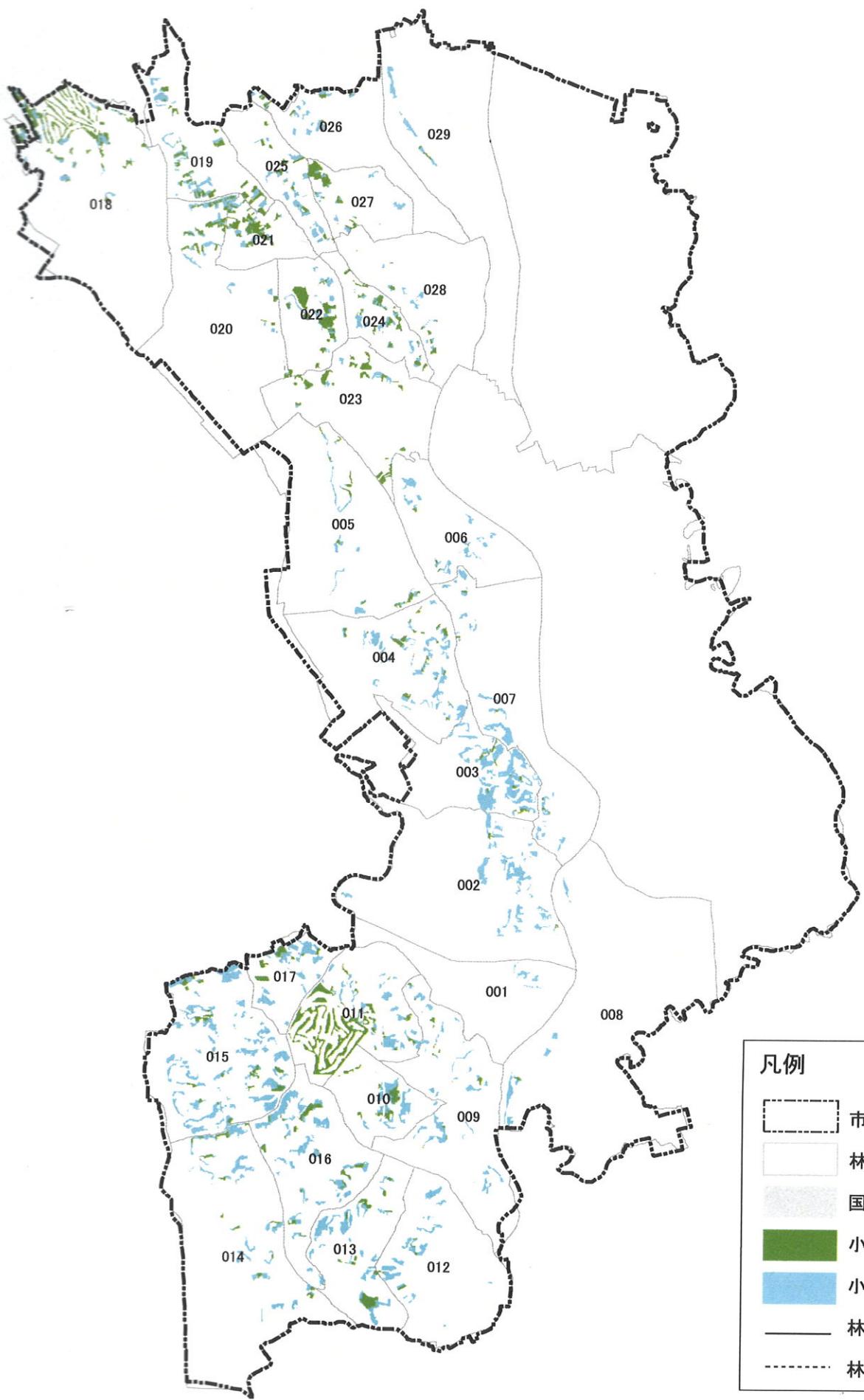
# 八千代町森林整備計画概要図【森林資源状況】



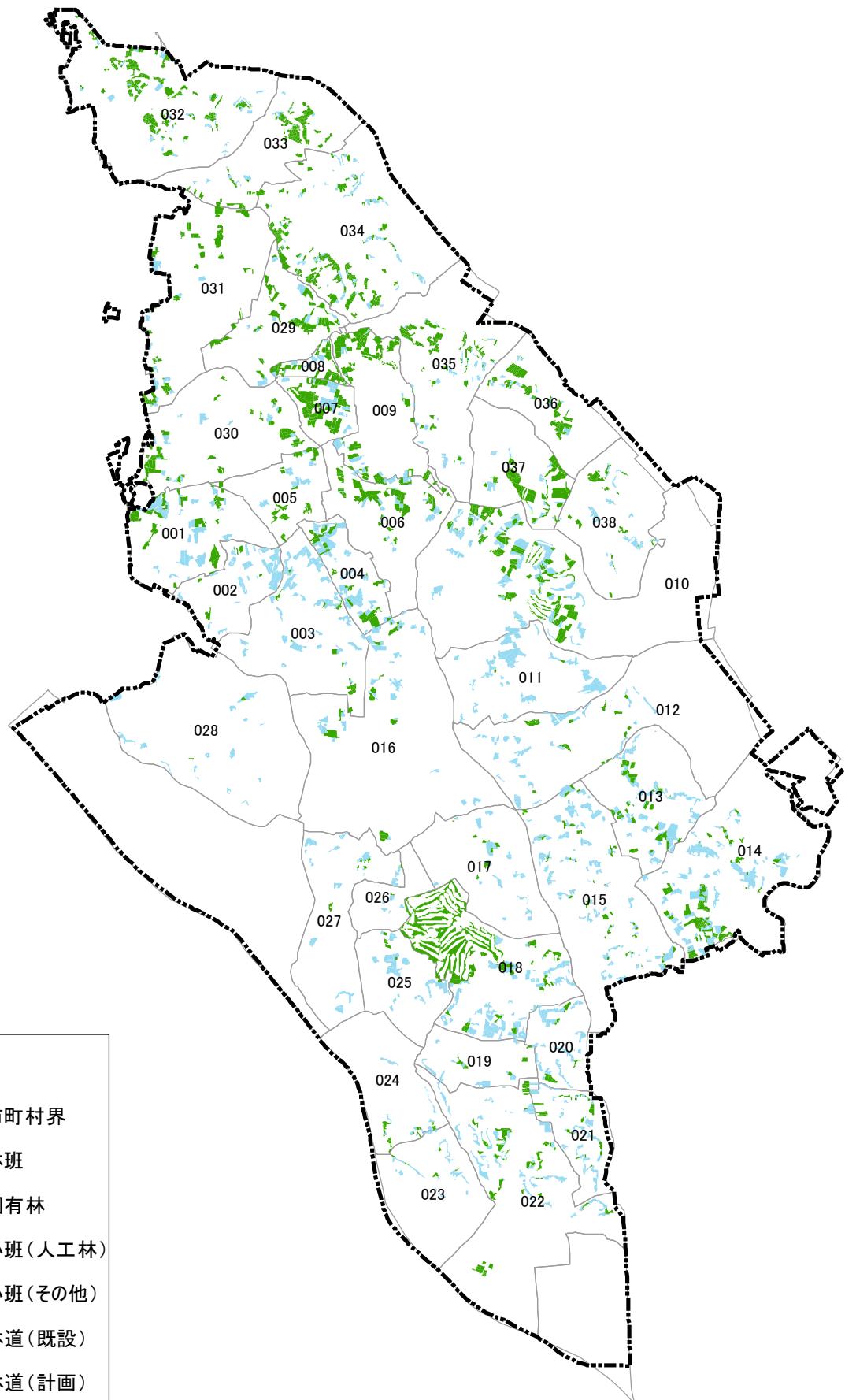
## 凡例

|                  |         |
|------------------|---------|
| [Dashed Box]     | 市町村界    |
| [White Box]      | 林班      |
| [Light Gray Box] | 国有林     |
| [Green Box]      | 小班(人工林) |
| [Blue Box]       | 小班(その他) |
| ——               | 林道(既設)  |
| ····             | 林道(計画)  |

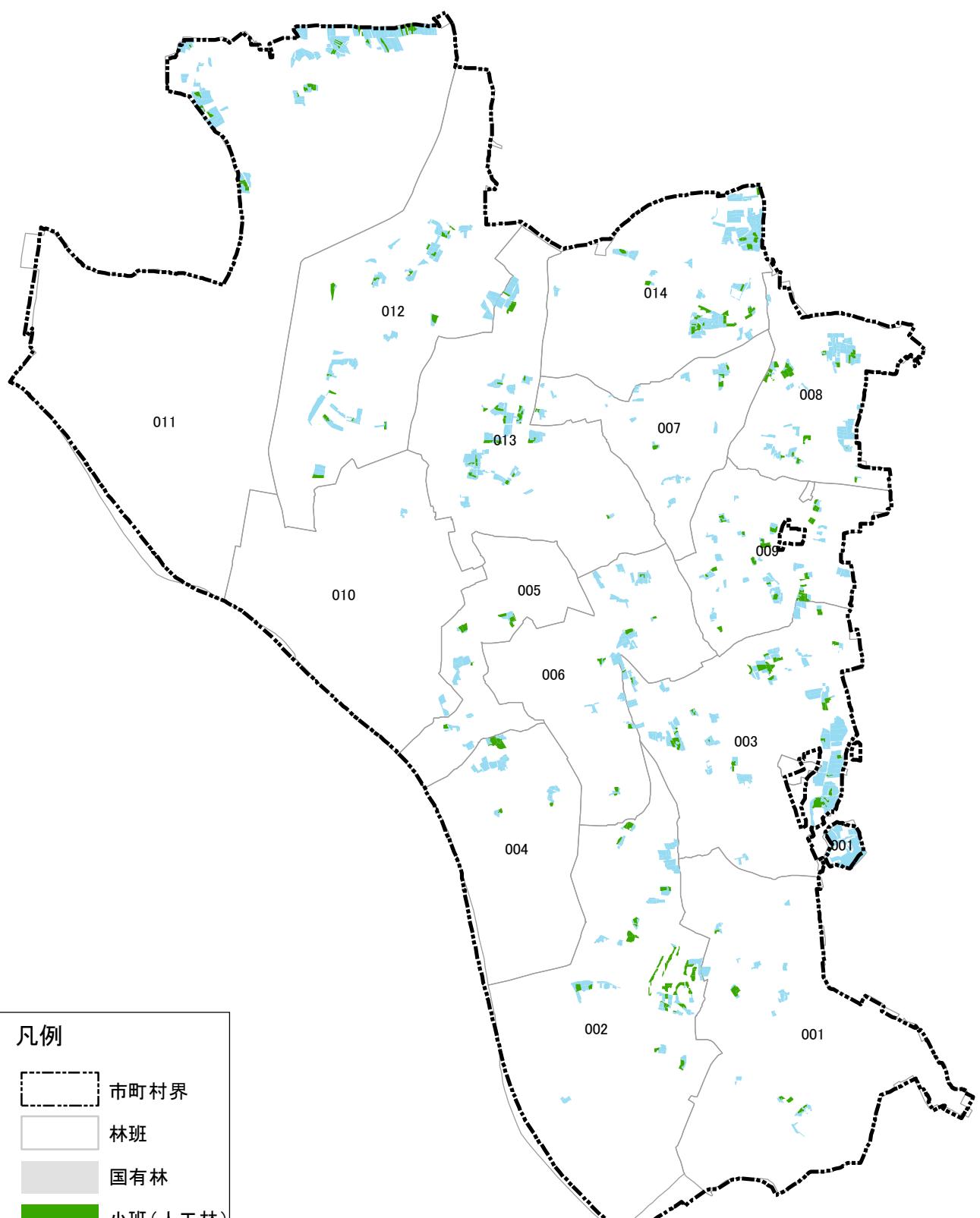
# 常総市森林整備計画概要図【森林資源状況】



# 坂東市森林整備計画概要図【森林資源状況】



# 境町森林整備計画概要図【森林資源状況】



## 凡例

- 市町村界
- 林班
- 国有林
- 小班(人工林)
- 小班(その他)
- 林道(既設)
- 林道(計画)